

諫早労働基準監督署発表
令和7年9月16日(火)

【照会先】

諫早労働基準監督署

署長 佐々木 博史

○監督課長 永田 利一

電話 0957-26-3310

労働基準法違反容疑で書類送検 ～違法な時間外・休日労働等を行わせた疑い～

諫早労働基準監督署(署長 佐々木 博史)は、本日、清香園諫早店の被疑者2名を、労働基準法違反の疑いで長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者3名に対し、36協定で定めた延長時間を超えて違法な時間外・休日労働を行わせ、かつ1か月100時間以上の時間外・休日労働や2か月～6か月を平均して80時間を超える時間外・休日労働を行わせた疑い。

1 被疑者

清香園諫早店 Aほか1名(B)

所在地：長崎県諫早市小川町

2 違反条文

被疑者A、Bともに労働基準法違反

同法第32条第1項、第2項(労働時間)

同法第36条第6項第2号、第3号(時間外及び休日の労働)

同法第119条第1号(罰則)

同法第121条第1項(両罰規定)

3 被疑内容

労働基準法では、1週40時間、1日8時間の法定労働時間を超えて労働させる場合には、労使間で「時間外労働及び休日労働に関する協定」(いわゆる36協定)を締結し、所轄労働基準監督署長に届出することで、労働者に対し、36協定で定めた延長時間まで時間外労働や休日労働を行わせることを認めています。

また、一部の業種・業務を除き、36 協定で定めた延長時間にかかわらず、1 か月で 100 時間以上の時間外・休日労働や、2 か月～6 か月を平均して 1 か月当たり 80 時間を超える時間外・休日労働を行わせることを禁じています。

被疑者 A、B は、労働者 3 名に対し、36 協定で定めた延長時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせ、かつ、1 か月で 100 時間以上の時間外・休日労働や 2 か月～6 か月を平均して 80 時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせた疑いがあるものです。

4 参考事項

長時間にわたる過重な労働は、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られていることから、「働き方改革」の一環として労働基準法が改正され、時間外・休日労働について罰則付きの上限規制が令和 6 年 4 月から完全施行されました。

このような状況を踏まえ、諫早労働基準監督署においては「長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止」を最重点課題として監督指導を実施しており、違法な長時間労働を繰り返し行わせた事業主に対しては、今後も司法処分を含め厳正に対処していく方針です。

5 添付資料

別紙 関係条文

○労働基準法

(労働時間)

第 32 条

第 1 項

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

第 2 項

使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外及び休日の労働)

第 36 条 (第 1 項～第 5 項及び第 7 項～第 11 項 略)

第 6 項

使用者は、第一項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

一 略

二 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間 百時間未満であること

三 対象期間の初日から一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間 八十時間を超えないこと。

(罰則)

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万以下の罰金に処する

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条(第七項を除く。)、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

二 略

三 略

四 略

(両罰規定)

第 121 条

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。

(以下ただし書き 略)